

はじめに

2015年5月28日の報道によると、「超党派の議員連盟は27日、保護者が作成した学習計画を市町村教委が審査・認定することを条件に、不登校の小中学生が通うフリースクールや家庭での学習を義務教育として認める法案を今国会に提出する方針を決めた。」とあり、その法案の名称が「多様な教育機会確保法案」であると報じている。^{*1}5月27日の議連総会では、幹事長の馳浩氏より試案が提案された。^{*2}その後、国会には、まだ法案として提出はされていないが、9月2日の第3回総会では、法案作成を担当している立法チーム馳座長一任による条文案が提出され、各党が持ち帰り検討中である。また、第2次安倍政権は、2014年12月24日より発足し、2015年10月7日に「第3次安倍内閣（改造）」を経て現在に至っている。この間、2014年12月26日－2015年10月7日までは下村博文、2015年10月7日からは、馳浩が文部科学大臣を務めている。

本論では、第2次安倍政権に入ってから明らかとなった、安倍首相ならびに前文部科学大臣下村博文らが想いを寄せるフリースクールなどに対する言動の背景と、馳現文部科学大臣らが中心となり公開された「多様な教育機会確保法案試案」の持つ意味などについて、安倍政権が持つ政治的な性格（教育政策に対する方向性も含め）を踏まえた上で、オルタナティブ教育の実践者^{*3}という立場から検討を加えたいと考える。

1. 資本主義社会の特性

近現代社会、もしくは、近現代における国民国家において、その多くの国が採用をしている資本主義というシステムが持つ特性を考慮せずに現在の政治的イシューを検討することは難しい。当然、同様に近代民主主義という仕組みについてもその特性を整理することも必要ではあるが、今回は、戦後の日本における社会的構造を支える民主主義という仕組みの大前提であり、今日の教育的政策を規定している要素の1つとして無視することができない資本主義という枠組みが持つ特性について、簡単にまとめた上で本論テーマである法案の持つ意味について吟味を加える。そこで、資本主義というシステムの特性を正確に見抜いた者の一人として紹介せざるを得ないマルクスの言説を取り上げ、資本主義が持つ特性を確認しておく。

われわれの労働者は生産過程にはいったときとは違った様子でそこから出てくるということを、認めざるをえないであろう。市場では彼は「労働力」という商品の所持者として他の商品所持者たちに相対していた。つまり、商品所持者にたいする商品所持者としてである。彼が自分の労働力を資本家に売ったときの契約は、彼が自由に自分自身を処分できるということを、いわば白紙の上に墨くろぐろと証明した。取引がすんだあとで発見されるのは、彼が少しも「自由な当事者」ではなかったということ

あり、自分の労働力を売ることが彼の自由である時間は彼がそれを売ることが強制されている時間だということであり、じっさい彼の吸血鬼は「まだ搾取される一片の肉、一筋の腱、一滴の血でもあるあいだは」手放さないということである。彼を悩ました蛇にたいする「防衛」のために、労働者たちは団結しなければならない。そして、彼らは階級として、彼ら自身が資本との自由意思的契約によって自分たちと同族とを死と奴隷状態とに売り渡すことを妨げる一つの国法を、超強力な社会的障害物を、強要しなければならない。「売り渡すことのできない人権」のはでな目録に代わって、法律によって制限された労働日というじみな大憲章が現われて、それは「ついに、労働者が売り渡す時間はいつ終わるのか、また、彼自身のものである時間はいつ始まるのか、を明らかにする」のである。なんと変わりはてたことだろう！（カール・マルクス『資本論 第1巻第1分冊』大内兵衛・細川嘉六監訳、大月書店、1968年、396－397頁）

いささか、悲壮感溢れる言説ではあるが、現代においてもこうした構造は何ら変化をしていないと考えられる。ここでのマルクスの主張の肝心なところは、労働者はもとより資本家も、その存在のあり様を市場によって規定されているということである。つまり、資本主義の特性というか、本質の1つがこうした絶対的な「市場依存」であるということだ。この事実は、裏を返せば、資本主義的経済社会が発展をしていくためには、絶えることなく新しい市場を開拓し続けなくていけないことを意味している。そして、もう1つの重要な特性を指摘している言説は、次の主張である。

ジョン・ステュアート・ミルは、その著書『経済学原理』のなかで次のように言っている。「すべてのこれまでに成された機械の発明が、どの人間かの毎日の労苦を軽くしたかどうかは疑問である。」だが、このようなことはけっして資本主義的に使用される機械の目的ではないのである。そのほかの労働の生産力の発展がどれもそうであるように、機械は、商品を安くするべきもの、労働日のうち労働者が自分自身のために必要とする部分を短縮して、彼が資本家に無償で与える別の部分を延長するべきものなのである。それは、剰余価値を生産するための手段なのである。（カール・マルクス『資本論 第1巻第1分冊』大内兵衛・細川嘉六監訳、大月書店、1968年、485頁）

以上の言説も資本主義が持つ重要な特性の1つを鋭く射抜いている。限られた労働力や市場からより多くの利益を得るためには、生産の効率アップや新しい商品開発のためにも、これもまた途切れることのない「技術革新」を必要とするということだ。以上、取り上げた資本主義における2つの特性、「市場依存」と「技術革新」は、資本主義社会発展の原動力として必ず必要となる両輪なのである。こうした、資本主義社会発展のためには必ず必要となる2つの要素を理解した上で、次に、現在の先進国と言われている多くの国が、さらなる資本主義社会発展のために採用している特徴的な政策について解説を加える。

2. 新自由主義政策

20世紀の後半より、先進国と呼ばれる国々が資本主義社会のさらなる発展をもくろみ、新自由主義政策と呼ばれる政策を導入した。^{*4}新自由主義とは何か、ハーヴェイ^{*5}の言葉を引用すれば次のようになる。

新自由主義とは何よりも、強力な私的所有権、自由市場、自由貿易を特徴とする制度的枠組みの範囲内で個々人の企業活動の自由とその能力とが無制約に発揮されることによって人類の富と福利が最も増大する、と主張する政治経済的実践の理論である。

(デヴィット・ハーヴェイ『新自由主義—その歴史的展望と現在』渡辺治監訳、作品社、2007年、10頁)

新自由主義と呼ばれる政策思想の中心は、ハーヴェイの定義からも分かるように、いわゆる資本主義的な発想や活動を個人であれ、国家であれ、制限なく自由にできるようにするということである。そうすれば、人類は、最大限の富と福利を獲得することができるようになる、と主張されている。ハーヴェイは、こうした政策を採用した国家では、次のような特徴を帯びると続けている。

一、新自由主義国家は、一方では、後景にしりぞいて、市場が機能するお膳立てをすることだけが期待されているが、他方では、良好なビジネス環境を積極的に作り出す主体であり、グローバル政治において一個の競争単位として行動することが想定されている。後者の役割において、新自由主義国家は一個の集合的企業として行動しなければならず、ここから、市民の忠誠心をいかに確保するのかという問題が起こってくる。ナショナリズムがその一つの明確な回答なのだが、これは新自由主義的な政策目標と深く対立する。[…]

二、市場の論理を貫徹するための権威主義は、個人的自由という理念と簡単にはあいていない。[…]

三、金融システムの機能を保全することは決定的な重要性を持っているはずなのに、そのシステムを動かしている者たちの儲け本位の無責任な個人主義のせいで、投機による株価や通貨の乱高下、さまざまな金融スキャンダル、慢性的な不安定などが生み出される。[…]

四、競争こそ立派な美德であるとされているにもかかわらず、現実には、少数の集権的な多国籍企業の寡占的ないし独占的でトランスナショナルな権力がますます強化されていっている。[…]

五、一般市民レベルでは、市場の自由に対する信仰とあらゆるものの商品化が実にやすやすと席卷し、社会のまとまりが崩されていっている。[…]

(デヴィット・ハーヴェイ『新自由主義—その歴史的展望と現在』渡辺治監訳、作品社、2007年、112—114頁)

以上のように、マルクスが主張する資本主義の特性や、ハーヴェイが指摘する新自由主義政策が持つ特徴を、これから検討を加えようとしている教育との相関から、1つの前提材料とするために簡単にまとめておく。

まず、ここまでの引用等から分かる重要な点は、マルクスが指摘をするように、資本主義的な社会の発展のための原動力が、「市場依存」と「技術革新」であるいじょう、さらなる資本主義的な発展を目指す国家、特に、第二次世界大戦後の国民国家の多くが、20世紀の後半から、新自由主義政策を取り入れざるを得ない状況になったという点である。そしてもう1点は、新自由主義政策を取り入れた国家は、ハーヴェイが指摘したような特徴を必ず持つようになる点である。

新自由主義政策を取り入れた国が持つ特徴を、ハーヴェイの指摘に沿ってまとめると、市場理論を優先することと、民主主義社会としての国家の統合や、基本的人権などの保障は両立しないということだ。そうした状況を考慮しつつも、現在の特に先進国と呼ばれている多くの国は、ある意味ではマッチポンプ的ではあるが、相反する2つの政策を推進しようとしている。それは、市場論理による自由の拡大と同時に、国家としての再統合の試みである。こうした先進諸国が持つジレンマに対して、深く関与せざるを得なくなっているのが、「教育」であることは無視できない。

このような戦後の資本主義国家の状況を踏まえた上で、「多様な教育機会確保法案」の背景にある第2次安倍政権が持つ教育政策に対する性格を、次の章で検討していく。

3. 第2次安倍政権の性格から見る法案の背景

当法案の柱の1つとしてあるフリースクール^{*6}への公的支援策が浮上したきっかけは、安倍内閣に対する教育提言を行うための首相の私的諮問機関である「教育再生実行会議^{*7}」により2014年7月3日に提出された第5次提言である。その提言の「1- (1) 全ての子供に質の高い幼児教育を保障するため、無償教育、義務教育の期間を見直す。」の項目の中で、フリースクール等に対して、以下のように提言をしている。

国は、小学校及び中学校における不登校の児童生徒が学んでいるフリースクールや、国際化に対応した教育を行うインターナショナルスクールなどの学校外の教育機会の現状を踏まえ、その位置付けについて、就学義務や公費負担の在り方を含め検討する。また、義務教育未修了者の就学機会の確保に重要な役割を果たしているいわゆる夜間中学について、その設置を促進する。

この提言に先駆け、同年の6月3日には、超党派フリースクール等議員連盟が発足している。その後、同年の9月には安倍首相が、10月には当時の下村文科大臣が、フリースクールならびにフリースペースを訪れ^{*8}、同年の11月24日には、文科省主催の「全国フリースクール等フォーラム」が開催された。このフォーラムで、下村前文科大臣は次のように挨拶した。^{*9}

[…]. もしかしたら、こういうところから社会を変える、人類に貢献するそういう人たちがいるのではないか。ダイヤモンドの原石のような子どもが、こういうところに埋もれているのではないか、でも、今、原石でしかない。なぜかという、磨くだけの環境がない。[…]. 今までの学校の役割というのは、近代工業化社会の中で今から140年ほど前から始まった。それは、それまでの時代の役割を果たす人材育成をしてきたことは事実だと思います。しかし、21世紀、そういう画一均質的な近代工業化社会を支えるような人材育成では通用しない。[…]. これは、21世紀に通用するような、そういう人材です。つまり、既存の学校教育だけでなくフリースクールも含めた多様な教育観をどう活用するか、そして、一人一人の持っているその本人の能力をどう引き出すような環境を作っていくのかということが問われます。[…]^{*10}

一方、安倍首相は、2015年2月12日の第189回国会における施政方針演説の中で、「子どもたちのための教育再生」ということで、不登校の経験を持つ子どもの親御さんからの手紙を紹介した上で、「フリースクールなどでの多様な学びを、国として支援してまいります。義務教育における六・三の画一的な学制を改革します。小中一貫校の設立も含め、九年間の中で、学年の壁などにとらわれない、多様な教育を可能とします。」と演説した。大雑把な説明ではあるが、こうした流れが結果として、2015年5月27日の法案提出決定へと繋がる。彼らのここでの発言の内容の検討は、後ほど行うとして、その前に、彼らの言動がこのような形に至るまでの経過をもう少し詳しく見ることにする。

中でも、首相がこうした意識を持つに至った背景として、下村前文科大臣の存在を無視することはできない。^{*11}そこで、教育再生実行会議の第5次提言以前における下村前文科大臣の言説について注目する。いくつかある下村前文科大臣による言説の中でも、大臣になった後、本人のライフヒストリーや政治政策的なビジョンを語った『9歳で突然父を亡くし新聞配達少年から文科大臣に』（海竜社、2014年）を注目してみたい。彼のライフヒストリーにおける叙述もたいへん興味深いものではあるが、本論は教育的政策における検討なので、当著の後半にある彼の政策的ビジョンに関する叙述を中心に検討を加えることにする。

彼が語る教育に関する政策ビジョンにおいて、まず注目せざるを得ないことが、彼にとっての教育政策実行の前提となっている信念である。「持続的成長のためには教育の充実しかない」とする項目の中で、「経済成長をもたらす二つの要素は『生産性』と『生産人口』であった。前者を改善するには、一人ひとりが持つ能力・可能性を最大限伸ばす必要がある。それには教育の質の向上が欠かせない。」（同書、260頁）と述べている。これらの叙述から、彼にとっての教育的行為の目的の大前提が、「持続的経済成長（発展）」にあることは明白だ。彼は、そうした前提の上で、その後の教育政策的ビジョンを提唱している。そうした彼の自説ビジョンの1つに教育バウチャー制度などがあるのだが、このことについては後の章で触れることになる。ここでは、当著の最後にまとめられている「2020年教育再生実現に向けたグランドデザイン」（同書、269頁）について論述する。

このグランドデザインは、2014年（教育費負担軽減、グローバル人材育成に係る施設等を特に優先〈幼児教育にかかる家計負担の軽減〉〈グローバル人材の育成〉）・2020年（家庭の経済状況や発達の状況などにかかわらず、意欲と能力のあるすべての子供・若者が質の高い教

育受けることができる社会の実現〈幼児教育の質向上及び無償化〉〈高等学校教育に係る一層の家計負担軽減〉〈高等教育に係る一層の家計負担軽減〉〈大学等の質・量の充実〉〈グローバル人材の育成〉)・2030年(誰もがいつでも、希望する質の高い教育を無償で受けられる社会[生涯学習社会]の実現〈高等教育無償化の拡大〉)等の提言からなる。著書の中では、当面の目標は2020年ビジョンの実現であると述べているが、こうしたビジョンの目的が持続的経済発展のためにあることは各年の各ビジョンからもよく分かる。例えば、繰り返し主張される「グローバル人材の育成」などは、先にも指摘をしたように、資本主義社会の発展のための絶対要素であった「新市場の開拓」や「技術革新を担う人材」などとの相関を強く感じさせる。さらに付け加えれば、いわゆるグローバル化は、一層の資本主義社会発展のために先進諸国が舵を切らざるを得なかった新自由主義政策実施の結果である。先回りして言えば、さらなる資本主義社会の発展を目指すためには、現状において日本も新自由主義的な政策を採らざるを得なかったということだ。このことは、ハーヴェイによる新自由主義政策のジレンマということで紹介したような、国家の再統合のために教育などのシステムを使った国民に対するナショナルな意識醸成の埋め込みという指摘の通り、本著においても下村氏が道德教育の必要性を強調している(同書、193-208頁)ことなどから、日本において新自由主義的な政策が確実に遂行されていることが裏付けられる。このようにして、彼の様々な教育的主張の根底には、さらなる資本主義社会の持続的(経済)発展を支えるためのものであるという意識が、意識的か無意識的かは分からないが、消すことのできない大前提として存在している。そして同時に、そうした教育的政策実行のフィールドが、新自由主義的政策によって作られていることを、その方向性の是認と共に不可避のものであると了解されている。

おそらく、こうした理解は安倍首相とも共有化されているに違いない。これらの視点から、今一度、国会における安倍首相の施政方針演説や、下村前文科大臣のフリースクール等フォーラムにおける挨拶を読み直してみると、彼らが何度か口にする「多様な」という言葉の意味の発想元が、基本的な人権や生存権などにあるのではなく、あくまでもさらなる資本主義的な経済発展を担保するための、例えば、新自由主義政策的な意味としての脈絡で使われていることが明らかになる。新自由主義的な意味での「多様」とは、新自由主義的な意味における「自由」を保障するためのものであることは当然である。その保障される自由とは、「選択の自由」であり「競争の自由」である。そうした自由を獲得するためのスタートラインに立つために、多様な機会(平等に)を保障しようというのが、彼らの言う「多様」の意味である。そして、この保障された「多様」には、セットとして「自己責任」という言葉がついてくるのである。さらに、もう1つの忘れてはいけないのは、彼らの言う「多様」の意味には、「新市場の開拓」という意味も含まれている点である。多様のかけ声のもと、新しく公認された教育領域が確立されれば、そこにサービスを提供する法人などは、新たな投資の対象となる。すなわち、新市場の開拓となる。このことは、まさに資本主義社会の発展の原動力創出として理にかなっている。

多様という言葉1つとっても、今回の法案が立案された背後にいる安倍首相ならびに、下村前文科大臣らの政治的立ち位置が明確になった。ここまで述べてきたように、さらなる資本主義的経済発展を目論むのだとすれば、当然と言えば当然なのだが、その実現のために採ら

ざるを得なかった新自由主義政策を補完する意味での教育政策であったのだ。それでは、次章では、新自由主義的政策を教育分野で実施した場合の結果について、下村前文科大臣が提唱する教育バウチャー制度の解説も含めながら、チリの例を紹介する。

4. 新自由主義政策が教育に及ぼす影響について（チリを例に）

新自由主義政策に則った教育的政策の1つに、教育バウチャーという考え方がある。前述したように、新自由主義的性格を持つ現政権下において、私見ではあるがと断ってはいるが、将来的には教育バウチャー制の導入も考えたいと下村前文科大臣は発言している。雑誌のインタビューの中で、下村氏は、教育バウチャー制度の説明ならびに効果について次のように述べている。

教育バウチャー制度とは、教育財源の一部をクーポンという形で家庭に配布をするシステムです。[…]、それが毎年クーポン券として配られることで、保護者や子どもは公立私立に関係なく、子どもの個性や能力を伸ばしてくれる学校を自由に選ぶことができるというものです。また学校は、集まった生徒の数に応じて、国から学校運営費をもらうことができます。学校は、より多くの子どもを集めようと個性ある学校づくりに尽力するようになるため、教育に多様性が生まれ、質が上がるというわけです。

（「教育は、未来への有効な先行投資だ。少子高齢化時代を切り拓く、教育のイノベーション」ダイヤモンド・オンライン <http://diamond.jp/articles/-/60890> accessed 23/10/2015）

こうした発言からも、彼が提唱する教育バウチャー制というものが、新自由主義的な政策を色濃く反映したものであることがよく分かる。従って、彼の言説の中に出てくる「自由」だとか「多様」だとかという言葉の意味は、一貫して、「選択の自由」であるとか「自由な競争」だとかというような、新自由主義的な意味で使われていることを忘れてはいけない。続けて彼は、こうした教育的政策が、持続的な経済発展の要の1つであることを重ねて述べる。

この教育バウチャー制度の背景には、選択の自由、自由競争による質の向上という規制緩和の考え方があるのは事実です。また、こうした規制緩和は、民間の力をうまく取り入れることにもなります。しかし日本の教育現場は、まだ護送船団方式なんですよね。だから、教育バウチャー制度という規制緩和モデルとは、まだまだ大きな距離があります。（同上）

重ねての発言からも分かるように、彼が主張する教育的政策には、いかなる時も持続的な経済発展を目指すための新自由主義的な価値観が貫かれている。したがって、同様の言葉を使い今回の法案の必要性を首相や前文科大臣が説くとき、その制定の基盤には、「新市場開拓」や「技術革新」という資本主義的思想ならびに、その一層の発展を目指す新自

由主義的政策の実現という意識があることを忘れてはいけない。

そこで、こうした政策が実施をされた場合、教育に対してどのような影響を及ぼすのであろうか、その実際について、南米チリ^{*12}の経験からその実体を紹介しておく。

国家の規模としては、日本に比べたら人口比などからすると、1/6か1/7ぐらいの国ではあるが、1980年代における軍事政権時代より、世界に先駆け教育の市場化・民営化等の新自由主義的な教育政策を徹底的に推進した国である。新自由主義的教育政策を実施したチリの状況については、国立教育研究所の斉藤泰雄氏の報告に詳しいので、彼が文部科学省生涯学習政策局における教育バウチャーに関する研究会（第7回：2006年10月30日）で行った報告時に配布した資料（2-2：「チリ：新自由主義的教育政策の先駆的導入と25年の経験」http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/010/shiryo/07032018/002.pdf accessed 24/10/2015）を参考・引用しながら、新自由主義的教育政策実施の結果例について述べる。

まず、現在も継続しているチリの新自由主義下における教育制度の特徴は、上記資料では、以下のように報告されている。

- ①国家的規模で教育バウチャー制度を実践している世界で唯一の国である。
- ②基礎・中等教育で私立学校在籍者の比率がほぼ半数を占める。
- ③基礎・中等教育の管理運営を国から市町村に全面的に移管した。
- ④人口比で見ると世界で最も多数の高等教育機関を持つ。
- ⑤国全体の教育費において父母・民間の負担する私費支出の割合がきわめて高い。

チリにおいて、新自由主義的教育政策が積極的に導入された経緯は、1973年にクーデターによって成立した軍事政権が、当時、新自由主義経済学が盛んであった米国に留学し戻ってきていた米国帰りのエコノミストたちに政策立案を依頼した結果であった。クーデター前までは、社会主義体制であった社会の仕組みが、国営企業の民営化、貿易や投資の規制緩和、国家の経済への介入禁止等の自由化路線へと大きく変えられた。当時の教育政策の柱は以下の通りである。

- ・教育行政の地方分権化（基礎・中等教育の運営を国から市町村に移管）
- ・バウチャー方式による教育財政方式の導入（公立・私立校に生徒一人当たり同額の国庫助成金を交付）
- ・教員の非公務員化（身分を市町村に移し、民間企業に対する労働法を適用）
- ・父母に学校選択情報を提供するため全国的学力試験システムの導入
- ・一部の職業技術系中等学校の運営を民間企業経営者団体に直接委託
- ・高等教育機関設立の大幅な規制緩和、資金調達源の多元化、民営化

（同資料、1頁）

こうした新自由主義的教育政策は、1990年の民政化後も若干の修正は加えられたが、大

枠としてその方向性は維持されている。民政に移行されるときに当政策の中心であったバウチャー制度などについて見直し作業が行われ、その際のバウチャー制度に対する国の評価は、次のようなものであったと斉藤は報告している。

- ・教育の効率化 (Eficiencia) 向上→効果あり
- ・教育の量的拡張 (Cobertura 就学前教育と中等教育) →効果あり
- ・教育の質 (Calidad) の改善→効果あいまい
- ・教育の公正 (Equidad) の確保→逆効果
- ・へき地農村部→市場化・民営化そのものが機能しない

(同資料、4頁)

選択と競争という市場原理を教育に持ち込むことになったバウチャー制度だったが、具体的に起きた一番大きな変化は、私立学校の急増であった。結果として、生徒確保のための戦略が激しくなったが、それに伴って教育の質が高まったかどうかははっきりしないという。また、学校選択の幅が広がったことによって、社会階層間での学校選択ルートの差別化が起きたと報告されている。民政化後も継続された新自由主義的教育政策の実態について、チリ政府は、OECDの教育調査団にその評価・分析の調査を2000年代に入り依頼した。その調査団の結論は、「将来、教育システムにおいてより大きな効果と効率を生み出すためには、市場メカニズム（たとえば、学校間での競争や教育の業績給）に依存しつづけることは、高い成果をもたらす戦略ではない」（同資料、9頁）というものであった。この結論を簡単に言い直すと、コストの削減に見合うほどの教育的効果は期待できないというものである。そして、報告者の斉藤氏は、民政化時の見直しと2000年代のOECD教育調査団の結論を見比べたうえで、「教育の効率性の点では一定の成果があったが、質の向上での効果はあいまいであり、公正の観点からは、それはむしろ逆に作用した。」（同資料、9-10頁）と結論づけている。

こうしたチリにおける新自由主義的教育政策導入の結果は、十分に予想された結果であると思われる。中でも、注意が必要な点は公正性の低下である。詳しい検討は後の章で行うが、一言付け加えたとしたら、そもそも、新自由主義的教育政策の重点は、国民に均等な質の教育を受ける機会などを平等に与えることによって、自由な選択・競争の開始を保障するものであったはずだが、結果はむしろ逆で、教育を受ける平等性や公正性を阻害したり、後退もしくは差別・格差化するものとなった点を忘れてはいけない。これは、社会の資本主義化に伴う避けることのできない性格・傾向であり、もし仮にこうした制度を採用するのだとすれば、特に、教育のような分野で活用する場合は、その第一目的をどこに置くのかということを確認することが要求される。

このように新自由主義的教育政策を導入した場合引き起こされる、特に、公正性の低下という特徴などを理解した上で、次章では、提示をされた法案試案について検討を加える。

5. 「多様な教育機会確保法（仮称）案」座長試案の検討

試案自体を検討するにしても、その前提となる教育観などが前章までの検討で明らかにしたような新自由主義的な教育観の上に成り立っているとすると、試案そのものが持つ教育に対する理念的な部分からの検討が必要になる。結果としてそうなる可能性は高いが、もし仮にそうだとすると、この試案を出すまでの間、その討議の母体であった超党派フリースクール議連において、「多様」であるとか、「自由」であるとかという言葉に対する意味などの議論は行われたのだろうかという疑問は残る。一般的に考え、新自由主義的な意味において「多様」だとか「自由」という言葉を使うことは教育とは馴染まないことは容易に想像がつくはずなのだが、誰も指摘をしなかったのだろうか、そうした疑問も抱えつつ試案にあるいくつかの項目について検討する。

試案における項目は、「目的及び基本理念」、「責務」、「基本方針」、「学校以外で学習する子供の教育の機会の確保」、「学齢超過した後に就学を希望する者の教育の機会の確保」、「財政上の措置等」からなる。本章では、これらの項目の中から筆者の活動とも関係すると思われる「基本理念」と「学校以外で学習する子供の教育の機会の確保」の項目について集中的に検討する。

〔基本理念〕

多様な教育機会確保のための施策は、教育基本法に則り、様々な事情により義務教育諸学校で普通教育を十分に受けていない子供や学齢超過後に就学を希望する者が、年齢又は国籍にかかわらず、義務教育の段階における普通教育を受ける機会を与えられるようにすることを旨として行われなければならない。

〔学校以外で学習する子供の教育の確保〕

- ・保護者は、子供の状況等を考慮し、個別学習計画を作成して市町村教育委員会の認定を受けたときは、学校に就学させないで、子供に教育を受けさせることができる。
- ・市町村教育委員会は、訪問等の方法により子供に対して学習支援を行う。
- ・当該保護者は、就学義務を履行したものとみなす。

（「多様な教育機会確保法（仮称）案」【概要】〔座長試案〕）

基本理念、つまりこの法案の大前提となる考え方であると思われる。この部分で大いに気になることの1つは、やはり、文頭にある「多様な」という言葉である。その政治的背景から、安倍首相や下村前文科大臣らが「多様な」という言葉を使うとき、その言葉の意味には、資本主義的社会における持続的な、特に経済的な発展を下支えする意味での、「新しい市場開拓（確保）」であるとか、「イノベーション（技術革新）を起こす原動力としての才能（能力・人材）」という意味をも含み、当然、こうした願望は、昨今強く導入を進める新自由主義的な政策からの要請であることは言うまでもない。このような、彼らの言動とも呼応しながら推進されてきた本法案において、何の断りもないまま無自覚的に使われている「多様な」という言葉は、彼らの意識と調和的、もしくはその流れの延長として使われていると判断して間違いない（無意識のままに了解されている）。

この視線の先には、さらなる懸案センテンスとして、「教育基本法に則り」という一文がある。例えば、試案作成者たちは、教育基本法にある「教育の目的」を理解して

いるのだろうか。教育基本法第1条にある「教育の目的」では、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」としている。ここでは、教育の目的は、個人の人格の完成を目指すものであるとはっきりと宣言をしている。何も持続的資本主義社会の（経済的）発展のための人材であるとか、市場の形成とか目指せとは言っていない。したがって、もし、首相や前文科大臣らの精神の流れをくんだ基本理念であるとするなら、基本理念からして間違っているというか、教育の精神から逸脱していると言わざるを得ない。

次に、筆者の活動とも関係すると思われる「学校以外の場で学習する子供の教育の機会の確保」の項についてだが、まずは、試案にある「学習」とは何を指しているのだろうか。「学校以外の場で学習」であるとか、「個別学習計画」などとあるが、子どもたちの、どういった活動・行為を学習とするという説明を試案中に確認することはできない。おそらく、法案の文脈から考え、いわゆる国家によって認定されている学校と呼ばれる場所ならびに、公的なものとして教育という名称が与えられている場における子どもたちの活動・行為を指していると思われる。結果として、再び前述した疑問へと戻っていつてしまうが、実態として、そうした場で行われている教育とは、本来の目的であるはずの教育基本法などにある目的に則り行われている教育なのか、それとも恣意的に変化をさせられた持続的な資本主義社会発展のために貢献する人材育成がその主たる目的である「教育」を指しているのか、この議論を始めると簡単には終わらなくなるので、ここでは、当論において明らかにしてきたように、首相や前文科大臣と意識/精神を共有化している者たちが考えた試案であるとし、試案で想定している教育とは、後者の目的を強く反映したものであると考えたい。とすれば、ここでいう学習とは、あくまでも、学校の中で行われている教育に呼応するものなので、その主たる活動は、やはり、いわゆる進学受験などを意識した教科的学習を指すことになると思われる。こうした枠で「教育」を限定してしまつては、本来あるべき教育的活動の幅を矮小化すると同時に、彼らが考えているような経済的イノベーションに繋がるような人材さえも育たない。どのような立場であれ、本来であれば、従来のそうした教育的な枠に囚われない学習の場を保障すべき性格の法案であるはずだ。

また、彼らが想定している学習がこうした性格を持つものだとしたら、「学習支援」と言ったときも、とても狭い範囲の学習のみを指すと同時に、学校で行われている教科学習や、陥りやすい傾向として結果が直ぐに分かる受験進学の為の学習指導等が、その支援の中心的な活動とならざるを得ないであろう。つまり、ここで声高に主張されている支援であるとか、学習活動は、あくまでも、現国家が考えている教育観に立った教育に適応させるためのものであると言える。

そうした学習観や教育観を基として、保護者（保護者の教育観等も問われるが、今回は、法案の検討が目的なので深入りしない。）が作成した学習計画を「認定」という。逆に言えば、そうした学習観や教育観に沿っていない場合は認定されない可能性が大きいということだが、ともかく、そうした意に沿っていれば計画を認定し、まさに、新しい市場を開拓すると共に、結果については保護者の自己責任で教育の義務を担ってもらうということになる。こうした流れは、教育的支援という名の下の囲い込み、すなわち資本主義的

政策における政府による再コード化の試みであると言えよう。

筆者に関係するであろう部分的な問題を検討しただけでも、当法案が、そもそも、教育に対するその前提から問題を抱えていることが分かった。このような視点に注視しつつ法案の全体像を見直してみると根の深い問題がさらにいくつか横たわっていることに気がつく。その1つは、先ほど留保した保護者の問題もあるが、認定をする者たちの教育観などの問題も無視することはできない。おそらく、彼らも政府側の者たちと同様に、現社会的な教育観に適応した者たちであろう。したがって、政府の意向に沿わない教育観を基にして立案された学習計画では認定されない可能性は高い。そして、この問題は、次の問題とも関連をしてくるが、もう1つの問題は、それが家庭であれ、フリースクールと呼ばれる団体等であれ、学習支援等を行うことに対して経済的な支援をすとしてしている点である。確かに、教育をすることには、多額のコストを必要とする。しかし、この点については、懸念せざるを得ないことが2つある。第一に、新しいビジネスとして、新市場を形成し（教育の一部を民間委託）関連事業体などが投機や収益獲得対象となり、商売第一の場となること。ただし、こうした展開は、新自由主義的な政策展開から言えば、狙い通りではある。第二として、それがコンサルティングという形となるか、直接的な支援という形になるかは分からないが、認定される学習計画作成の援助であるとか、認定される学習支援を行う場を運営することなどが、1つのビジネスとして成立する。そうした場においては、当然、国家的な教育観に十分に適応した指導・援助理念や教材等が推奨されるに違いない。また、国からの確実な経済支援が行われるとなると、直接的ではないにしろ、そうした支援金を目当てとしてサービスや事業体が設立される可能性も否定できない。第一、第二の問題とも、再コード化（統合）しつつ、新市場を形成（市場拡大）するという、まさに新自由主義的な教育政策とリンクしていることに違いはない。

本章で取り上げてきた当法案の問題は、現国家が推奨するような教育観を肯定・支持する者たちから見たら、教育観や社会観の相違であって、公的なセクターの方向性としては当たり前のことであると主張されるであろう。そこで、次章では、この法案が対象としているであろう不登校の問題などを具体的な事象として取り上げ、公正性の低下などと絡めながら本章で指摘をした諸問題の本質的な意味について検討を加える。

6. 不登校問題から考える当試案の社会構造的な問題

不登校状態になる子どもたちのことを考えるとき、その大前提として忘れてはいけないことは、彼らは、学校へ行くことは拒否していたとしても「学ぶ」こと自体を拒否しているわけではないということだ。そのことをしっかりと頭に入れた上で、では、なぜ彼らは学校へ行くことを遠慮するのだろうか？ 確かに、そんな理由を考えること自体、学校という場所へ行くことが当然であるとまさに条件反射であるがごとく、そんな意識が身体化されている者からの視点ではあるが、筆者なりに彼らとの対話の結果考えたというか、気づかされた理由らしきものを述べる。

まずの理由として考えられることは、「今、学校に行っているところの話ではない。」

という状態に置かれているということだ。つまり、彼らにとって、第一優先の切実な問題として、真っ先に片付けなければいけない問題を、今、抱えているということである。こうした事態は、おとなでも往々にして起きる。突如、家庭や家族の問題が発生し、その問題を片付けなかり会社等に行っている場合じゃないなどという状態は、多くの人が経験しているはずだ。経験的な話しを付け加えるとすれば、その多くの問題が、自分が一番大切だと想っている人、例えば、家族などに発生している問題で、それが生命（イノチ）に関わる問題であることが多かった。だとすれば、それこそ、学校に行っているところの話ではないことは、よく理解できる。

そして、もう1つの理由。彼らと対話をしているとき、何度か聴いたフレーズとして、「自分が自分じゃなくなっちゃう気がする。」というものがある。おそらく、こうした感覚も多くのおとなたちが、一度は感じたことがあるであろう。多くのおとなは、こうした感覚を持つ経験こそ、おとなになる証であるなどと考えたであろう。つまり、現社会に適応していく過程として避けることのできない節目であるとする考え方である。その現社会に適応させるための訓練をさせる場所が、まさに学校である。フーコーであれば、さしずめ人が国民となるための規律化の場所であると言うに違いない。^{*13}こうした視点から見れば、現社会に適応させるための所作を身につけさせる、それも半ば強制的に、さらに、そうした精神を身につけさせることが、本来の人間のあり様から言えば、まったく自然ではない状態に置かれる（科学化）のだとしたら、身体がそうした流れに対して嫌悪感や拒絶感を抱くことは、人間としてまったく正常で健全な反応であると言わざるを得ない。おそらく、現代社会のあり様に対して、まだまだ、人間として健全な感覚を持つ子どもたちが、「皆さんが当然と思っている制度や規則や教育観や社会観って、ほんとうに正しいのですか？」というような、自明性を疑えと身体を張って警告を発しているのではないかと考えることはできないであろうか。

このように、不登校の問題の背景を考えるとしたら、日本の現代社会が抱える構造的な問題をも考えざるを得なくなる。特に、戦後の日本社会は、世界に稀に見る消費文化社会化を背景として、急激な資本主義社会化を果たして経済的な発展を遂げてきた。当然、そうした社会の変化と呼応する形で、教育のあり様も変化してきたわけである。したがって、そうした社会の構造上の変化が教育に及ぼした、もしくは及ぼしつつある実際についても当法案が実施された場合の影響を考えるにあたり考慮する必要がある。本論において、この問題を広く扱うには、少々手に余るので、ポイントを絞って検討したいが、それは、社会の資本主義化が引き起こす一般的な傾向である。既に、本論で繰り返し指摘をしてきた通り、社会の資本主義化を進めるということは、「市場の拡大」と「技術革新の創出」を意味した。第二次世界大戦後の日本は、資本主義社会発展のために、この両輪を原動力として強力に豊かな社会実現のために邁進してきた。そして、飛躍的な発展の時代が過ぎた現在においても、どうにかして持続的な発展を確保するためにさらなる資本主義社会化を目指し、新自由主義政策などを実施しようとしている。戦後一貫して実施されてきたこうした政策、また、こうした政策によって構造化されてきた社会では、どういったことが起きるのか。この点を明らかにすることは、不登校の子どもたちの訴えに応答する意味でも重要な視点である。だとすれば、では、何が起きているのだろうか、そのことを知るため

のヒントは、やはりマルクスの叙述にあると筆者は考える。例えば、次の文である。

すべての労働生産物、力能および活動の私的交換は、諸個人相互間の上位下位の位階的秩序〔Ueberund Unterordnung〕（自然発生的な、または政治的な）のうえにうちたてられた配分とは対立している（そのような配分がなされているところでは、本来の交換はただ補足的になされているにすぎないか、ないしは大体において共同団体全体の生活をほとんどつかんでいないのであって、交換はむしろ異なった共同団体と共同団体とのあいだで始まるのであり、交換が生産諸関係および交易諸関係のすべてを征服することはけっしてないのである）（この上位下位の位階的秩序がとる性格がどんなものであろうと、すなわち家父長的、古代的、あるいは封建的のいずれであろうと）とともに、生産手段の共同的な領有と統制の基礎のうえに協働結合して〔associirt〕いる諸個人の自由な交換とも対立している。（マルクス『資本論草稿集②』『要綱』貨幣にかんする章・ノートⅠ）資本論草稿集翻訳委員会訳、大月書店、139頁）

この一文を理解するだけでも、相当なヒントが隠されていることに気づくが、この一文から分かる最も重要だと考えられる点を指摘するとすれば、資本主義的な構造の発展は、マルクスが考えているであろう社会を隠蔽化するという点である。では、彼が考えている社会とはどういった社会なのであろうか。まずは社会はどこにあるのかということだが、社会を形成している要素である本来の交換は、「異なった共同団体と共同団体とのあいだで始まる」と述べている。つまり、彼にとっての社会とは、この間のことを指す。そして、資本主義化がその社会に及ぼす影響は、こうした間（あいだ）であるところの社会の存在を対立している存在として隠していくと指摘している。隠すという表現を疎外化と言い換えてもよいかもしい。彼が言う社会が持つ機能（社会性）が、失われていくとは、どのような事態なのだろうか。そもそも、彼が言う社会とは、異なる共同団体に属する人間どうしが、共通感覚として了解できることを前提として、対話^{*14}（ディアローグ的会話、資本主義的交換ではない、本来の交換を含む）を重ねる場である。つまり、そうした場がなくなっていくことを意味し、例えば、対象化された貨幣を媒介とした資本主義的な交換のみが成立する場が変わっていく状況を言う。こうした資本主義的社会では、本来の交換の前提となる共通感覚を確認するための対話は省略され（効率化・合理化）、結果としての利益を即応的に担保する契約的な社会となる。自分たちの存在の意義や物が在ることの経緯や理由を考えないような社会の出現は、合理的な社会であると同時に、人の精神を疎外（個体化・分裂化）させる。マルクスの意味で言えば、非社会的社会の出現ということになる。もし、長らくより一層の資本主義社会を目指してきた日本社会において、こうした非社会化が継続的に進んできたのだとしたら、そうした社会に適応させるための訓練を施してきた学校という場に対して、まだ非社会化されていない子どもたちが、生理的に嫌悪感をいだいたとしても何ら不思議ではない。自分が自分のままでいるのではなく、非社会の一員となることを強要され続けるのであるから。

個々の細かい理由はともかく、不登校の子どもたちは、こうした状況から避難をし、先に片付けなくてはいけない問題に対峙をしたり、非社会化の働きかけ（抑圧）によって消

耗してしまったエネルギーを補充したり、自らが学びたいと思う事柄を学んだり、自己自身の存在を取り戻す営みをしている。そうした活動に対して、それも国家的学習基準を基にして認定していくという。そのような働きかけは、子どもたちが自身を取り戻すために行っている作業が、そうした作業にはならなくなると同時に、さらなる彼らの精神の疎外化（分裂化）等を促進（抑圧の構造の固定化・推進化）する結果となるであろう。

また、もう1つの視点としては、より一層の資本主義強化の手法と思われる、新自由主義的教育政策の一環である当法案が施行された場合は、チリの例からも分かるように、教育に対する公正性が著しく後退する可能性がある。このことは言い換えて、地域における公共性の低下と言ってもよいかもしれない。現在の日本においては、イジメ問題をはじめとして既にそうした社会現象が様々な形で噴出していると考えられる。したがって、当法案の実施は、資本主義社会のさらなる発展を目指すためのより強力な政策である新自由主義を補完するような教育観を広げると同時に、そうした教育観に適応させる機会を増やしたとしても、そうした教育観を基とした教育を変換させるような契機とはならないであろう。むしろ、健全な意識を持つ子どもたちの休養と充電の場を変質させることになりかねない。さらに、場としても教育観という点でもそうだが、認定されるされないというような新たな基準が導入されることで国家による再コード化が進み、地域内における教育格差が広がることも予想される。この状況は新自由主義的政策などによって、既に崩壊しつつある地域における公共性を支える大事な要素であった自治決定権や基本的人権、平和的生存権などの崩壊の促進に手を貸すことになるであろう。

では、最後に私たちはどうすればよいのか、法案全体に対する筆者としての見解をまとめた上で、何をしていくべきなのかという簡単な提言などを次章で述べ、本論を終わりにする。

おわりに－結論と提言

いくつかの視点から本法案について検討を加えてきたが、現時点での結論として筆者が言えることは、本論の中でも何度か指摘をしたきたように、「前提が間違っている」ということである。その前提とは、持続的な資本主義社会の特に経済的發展を確保するための新自由主義的な価値観を基にした教育観に立つ制度設計であるかぎり、何をどうしても資本主義的發展の補完ツールにしかならない。ましてや、戦後の日本において、資本主義的な教育政策を推し進めてきたことによって、多くの子どもたちの健全な精神性を歪めてきたことを反省せずに、新自由主義的教育政策によってさらに、資本主義的教育観を強いていこうとする方向性は、当事者である子どもたちから大きなカウンター受けることになるに違いない。

それでは、どうしていくべきなのか、大枠で言えば、本法案だけではないが、教育に関連する制度等における基本理念では、せめて教育基本法の理念を正確に理解し生かしてもらいたいのは当然として、理想的な希望を言えば、資本主義的經濟發展を理念とした教育観からの変換を行ってほしい。前提となっている教育観を変えられないかぎり、本法案においても、せいぜい、短命で小規模な新しい市場はできたとしても、教育的格差の拡大を

はじめとして、多様な教育の囲い込み画一化の促進、それに伴う地域における一層の教育力の弱体化、そして何より指摘したいことは、子どもたちが自分自身を取り戻すための場を取り上げることに繋がる。

いくつかの具体的な点を指摘しつつ、筆者なりの提言をすれば、まずは、対子どもたちというよりは、むしろ、教員をはじめとする教育関係者の教育観や学習観を変えることから始める必要がある。本法案に関して言えば、議連の中で、教育観や学習観に対する議論をもっと深め、法案で言うところの教育理念や学習定義などを明確にすること。言い換えれば、最低限、持続的な資本主義的発展などを担保することを目的とするような教育理念を排除すること。

それでも、推進するようであれば、認定作業は自己認定を中心として、保護者をはじめ周りの者は学習支援者と言うよりは、もっと広い視野で学びの同伴者として助言をするような立場の学び支援者であるとすると同時に、その際に認定するのは、教科学習に代表されるような学習だけを認定するのではなく、本人が主体的に行った学び全般を学びとして認定するべきである。学び支援者や学びの場は、経済発展のための学習ではなく、学ぶ喜びを共有化できるような教育観を持つ者や、そうした学び活動を保証してくれるような場であるべきである。そうした学び支援者や学びの場での学び支援の手法の中心は、子どもたちとのモノローグ的対話ではなく、ディアローグ的対話が中心であるべきだ。^{*15}

その他、本論では、深入りはしないが、こうした活動に対するコスト負担に関しては、資本主義的経済発展を下支えするための教育という立場から、投資のためには必要であるとするかぎり、そうした意味の資金援助は安易に受けるべきではないと考える。形はどういう形になるかは分からないが、資金援助を特に政府から受ける場合は、そのためには、彼らの認定基準に同意しなくてはならなくなることは当たり前として、何よりも国家による再コード化の装置の1つとして、荷担せざるを得なくなることが予想される。一方で、国家の教育観に対するオルタナティブな教育観を、共有できる保護者を含めた支援者を養成すべきであるという主張もしたいところだが、現実的には相当にハードルが高い。

ということで、現在検討中と言われる「多様な教育機会確保法案試案」における「学校以外の場で学習する子供の教育の機会の確保」の項などを中心として筆者なりに検討してきたが、この法案作成の背景にある政治的/人的な思惑が明らかになるほど、そうした意図を帯びたままに当法案が法律化され実施されることに対しては懸念を抱かざるを得ない。前述した通り、法案作成の前提となっていると考えられる教育観や学習観の討議をもっと深めて頂いた結果、現在の教育観や学習観を変革させることができたなら、次に本来の支援とはどうあるべきか、認定とはどうするべきかなどを当事者である子どもたちの目線から今一度検討して頂きたいと思う。決して、当法案を国家による、子どもたちの再コード化（規律化）ならびに、経済的発展の一材料として回収育成することが目的の装置として稼働させてはいけないと心底思う次第である。

【脚注】

*1毎日新聞2015年5月28日（朝刊）

*2フリースクール議連と夜間中学支援議連の合同総会。本会において、法案作成を担当する立法チーム（座長馳浩）の設置が採択される。「多様な教育機会確保法（仮称）案」【概要】 [座長試算] (<http://freeschoolnetwork.jp/wptest/wp-content/uploads/2015/06/houangaiau.pdf> accessed 23/09/2015)

*3筆者は、1996年より、オルタナティブスクール「鎌倉・風の学園」を運営している。

*4 20世紀に入ってからの新自由主義政策の代表的なものとしては、1980年代に実施された米国における「レーガノミックス」や、70年代後半より開始された英国での「サッチャリズム」などが有名である。日本における新自由主義政策が本格化するのには、2000年代初頭の小泉政権下からである。

*5デヴィッド・ハーヴェイ（David Harvey：1935年-）英国の地理学者。専門は、人文地理学・社会理論・政治経済学。

*6フリースクールとは、従来の学校教育の枠にとらわれず、子供の自由と自主性の尊重を原則とする学びの場。（ブリタニカ国際大百科事典、2014年）

*7教育再生実行会議：第2次安倍内閣における教育提言を行うための諮問機関で、2013年1月に発足した。当初の出席閣僚は、安倍内閣総理大臣、菅内閣官房長官、官房副長官、下村文部科学大臣、オブザーバーとして文部科学副大臣・文部科学大臣政務官（特例：義家政務官）。

*8 2014年10月28日に行われた第26回教育再生実行会議において、下村前文科大臣はフリースペース訪問の感想を次のように述べている。「逆に才能があり過ぎて、ひらめきがあり過ぎてそういうところに行って、本当に上手く育ててあげたら相当能力が伸びるのではないかと思った。つまり、だめな子の居場所づくりということではなくて、支援をすることによって才能がきらめくようなダイヤモンドの原石、本人も気がついていない、周りも気がついていないかもしれない。しかし、磨いたら大変な大きな効果、成果が教育的に出てくるのではないか。」（第26回教育再生実行会議議事次第）

*9 2014年10月28日付けの雑誌によるインタビューでは、規制緩和モデルの1つとして、「教育バウチャー制度」導入や、アベノミクス成長戦略の要としての「科学技術イノベーション」における教育の役割などについて提言をしている。（「教育は、未来への有効な先行投資だ。少子高齢化時代を切り拓く、教育のイノベーション」ダイヤモンド・オンライン <http://diamond.jp/articles/-/60890> accessed 23/10/2015）

*10文部科学省「フリースクール等フォーラム－大臣挨拶」https://www.youtube.com/watch?v=b8fQW3_zuSg accessed 23/10/2015 柳下文字起こし。

*11下村氏が文科大臣となるいきさつについては、（下村博文『9歳で突然父を亡くし新聞配達少年から文科大臣に』海竜社、2014年、168－170頁）に詳しく書かれている。安倍首相と親しいことが伝わる。

*12面積：756,000平方キロメートル（日本の約2倍） 人口：1,762万人（2013年 世銀） 首都：サンティアゴ 民族：スペイン系75%、その他の欧州系20%、先住民系5% 言語：スペイン語 宗教：カトリック（全人口の88%）

*13筆者は、対話には、モノロギック対話とディアロギック対話があるとし、内省的な行為である自問自答は、モノロギック対話の代表的な形であるとする。一方、違う言語ゲームに属している者が、非対称的な会話をすることをディアロギック対話とする。ディアロギック

な対話を積み重ねることによって、異なる言語ゲームを内包させている世界にある共通感覚の存在に気づくとしている。

*14 ミシェル・フーコー 小林康夫他編者訳『フーコー・コレクション4 権力・監禁』筑摩書房、2006年

*15 方法論等、詳しくは筆者の著作である『居場所のづくりの原動力ー子ども・若者と生きる、つくる、考える』松籟社、2011年。『沖縄平和学習論ー教えることを手がかりにしてー』榕樹書林、2014年等を参照のこと。

【参考文献】

アントニオ・ネグリ『マルクスを超えるマルクス』清水和己他訳、作品社、2003年

宇沢弘文『社会的共通資本』岩波書店、2000年

宇沢弘文『ケインズ一般理論を読む』岩波書店、2008年

柄谷行人『トランスクリティークーカントとマルクス』岩波書店、2010年

カール・ポラニー『大転換』吉沢英成他訳、東洋経済新報社、1975年

ケインズ『雇用、利子および貨幣の一般理論（上）』間宮陽介訳、岩波書店、2008年

ケインズ『雇用、利子および貨幣の一般理論（下）』間宮陽介訳、岩波書店、2008年

柴山佳太『静かなる大恐慌』集英社、2012年

下村博文『9歳で突然父を亡くし新聞配達少年から文科大臣に』海竜社、2014年

下村博文『下村博文の教育立国論』河出書房新社、2010年

シュムペーター『経済発展の理論（上）』塩野谷祐一他訳、岩波書店、1977年

シュムペーター『経済発展の理論（下）』塩野谷祐一他訳、岩波書店、1977年

シュムペーター『資本主義・社会主義・民主主義』中山伊知郎他訳、東洋経済新報社、1995年

デヴィッド・ハーヴェイ『新自由主義』渡辺治監訳、作品社、2007年

中野剛志『資本主義の予言者たち』KADOKAWA、2015年

中野剛志『レジーム・チェンジ』NHK出版、2012年

マルクス『経済学・哲学草稿』長谷川宏訳、光文社、2010年

マルクス『資本論 第1巻第1分冊』大内兵衛 細川嘉六監訳、大月書店、1968年

マルクス『資本論 第1巻第2分冊』大内兵衛 細川嘉六監訳、大月書店、1968年

マルクス『資本論 第2巻』大内兵衛 細川嘉六監訳、大月書店、1968年

マルクス『資本論 第3巻第1分冊』大内兵衛 細川嘉六監訳、大月書店、1968年

マルクス『資本論 第3巻第2分冊』大内兵衛 細川嘉六監訳、大月書店、1968年

マルクス『資本論草稿集 ①』資本論草稿集翻訳委員会訳、大月書店、1981年

マルクス『資本論草稿集 ②』資本論草稿集翻訳委員会訳、大月書店、1993年

マルクス『マルクス・コレクション III』横張誠他訳、筑摩書房、2005年

若森みどり『カール・ポラニーの経済学入門』平凡社、2015年

「月刊情況 特集：新自由主義 2008 12合併号」情況出版、2008年